

長久手市公的保険外サービス研究会（みんコラサービス研究会）
運営要領

1 目的

長久手市は、2015年の国勢調査で、市民の平均年齢が38.6歳と全国の自治体で最も低い「日本一若いまち」です。その一方で高齢者の状況に目を向けてみると、2010年から2040年までの75歳以上の後期高齢者の増加率の推計として、全国の平均が1.4倍程度の増加であるのに対し、長久手市ではと2.6倍の2倍にせまるスピードで増加し、急激に医療や介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれています。

こうした状況に対して、高齢者の健康や生活を支えるための行政による共助・公助は、少子高齢化による社会保障財源のひっ迫等の要因により、後期高齢者の急増にあわせた対応は難しいのが現状です。そのため、共助・公助を補う自助・互助の強化を進めていくことが重要となっています。

自助・互助を強化し、できるだけ高齢者が自立を保って健やかに暮らし続けることができるように、昨今、医療、介護等の公的保険に加え、そこに民間企業や大学など地域の多様な方々による公的保険外サービスの充実が必要不可欠になっています。そのためには、各主体がこれまで担ってきた役割だけにとられることなく、今後必要とされるサービスの創出に向けて、広い視野を持って連携し、多様な情報を交換しながら、各々が有する資源の力を最大限に引き出すことができるようなプラットフォームが求められています。

本会は、そうしたプラットフォームとなることを目指して、長久手市において活動する各主体が有するコンテンツ、場所、人材等の活用できる資源の情報を共有しつつ、互いが顔の見える関係を作りながら学び合い、意欲や創意工夫を重ね合わせ、今後の少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した多様性がありかつ持続可能な公的保険外サービスを創出していくための場として設置します。

2 会の実施内容

本市の実情に応じた公的保険外サービスの創出に係る次に掲げる事業

- (1) 多様な資源の情報収集及び情報共有に関する場づくり事業
- (2) 多様な主体同士の顔の見える関係の形成、学び合える場づくり事業
- (3) 公的保険外サービスの創出に向けたモデル的事業の企画、実践、評価等

3 運営者

会の運営者は、長久手市役所長寿課とする。

また、運営を補佐する者を（株）長久手温泉【いきいきライフ推進事業受託

事業者】及び長久手市社会福祉協議会【地域力強化推進事業受託事業者】とする。

4 会員

(1) 会員は、次の要件を満たす者とする。

市内において公的保険外サービスの創出を实践又は实践に協力する民間企業、教育研究機関、医療・介護・福祉事業者、NPO 法人、市民団体、官公庁等で、本会の趣旨に賛同し、本会の目的を实现するために、立場の異なる多様な主体と協働していく意思を持つ者

(2) 会への入会又は退会をしようとする者は、運営者に所定の申請書を提出するものとする。

(3) 会の入会又は退会に係る費用は無料とする。

(4) 入会申請書の内容を変更する場合は、変更申請書を提出するものとする。

5 情報の共有、公開

会員同士の顔の見える関係を構築し、互いの資源の情報を共有するため、会員の名称、事業内容、連絡先及び公開できる地域資源の情報を会において共有するものとする。また、会員の名称については、一般に公開を行うことができるものとする。

会員同士の情報交換の迅速性を図るため、ビジネスチャット等のオンラインツールを活用する。

6 禁止事項

会員は、本会を本要領に記された目的のためだけに活用し、目的に沿わない行為を行うことを禁止する。こうした行為が判明した場合、運営者は当該会員を退会させることができる。

7 その他

本要領に定めのないことについては、必要に応じて会員に意向を確認しつつ、別途運営者が定める。